特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
22	エネルギー・食料品価格等高騰低所得世帯支援給付金の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

太宰府市は、エネルギー・食料品価格等高騰低所得世帯支援給付金の支給に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

福岡県太宰府市長

公表日

令和6年3月26日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	エネルギー・食料品価格等高騰低所得世帯支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	＜事務の概要＞ ①エネルギー・食料品価格等高騰低所得世帯支援給付金 エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴い、特に負担感が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、生活の安定に資することを目的とし、住民税非課税世帯等に対するエネルギー・食料品価格等高騰低所得世帯支援給付金支給事務を行う。（給付額1世帯3万円）【令和5年5月9日～令和5年10月31日　終了】 ②エネルギー・食料品価格等高騰低所得世帯支援給付金（追加分） エネルギー・食料品価格等の物価高騰及びデフレ完全脱却のための総合経済対策に伴い、特に負担感が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、生活の安定に資することを目的とし、住民税非課税世帯等に対するエネルギー・食料品価格等高騰低所得世帯支援給付金支給事務を行う。（給付額1世帯7万円）【令和5年5月9日～令和6年3月29日　終了予定】 ③エネルギー・食料品価格等高騰低所得世帯支援給付金支給（均等割のみ課税世帯及び子ども加算） デフレ完全脱却のための総合経済対策に伴い、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者世帯等に対し、エネルギー・食料品価格等高騰低所得世帯支援給付金を支給事務を行う。（③－1　均等割のみ課税である世帯に対しては1世帯当たり10万円/③－2　子ども加算については児童1人当たり5万円） ＜うち特定個人情報ファイルを使用して実施する事務＞ 　行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で使用する。 ・　支給要件判定のために個人番号を利用した税情報等の照会に関する事務
③システムの名称	1. 給付金用e-ADWORLD2業務ポータル　2. 団体内統合宛名システム　3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
エネルギー・食料品価格等高騰低所得世帯支援給付金情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 総務部 文書情報課 電話：092-921-2121　ファクス：092-921-1601

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 健康福祉部　生活支援課 電話:092-921-2121　ファクス:092-925-0294

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年4月28日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年4月28日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月14日	1．特定個人情報ファイルを取り合う事務 ②事務概要	①エネルギー・食料品価格等高騰低所得世帯支援給付金 エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴い、特に負担感が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、生活の安定に資することを目的とし、住民税非課税世帯等に対するエネルギー・食料品価格等高騰低所得世帯支援給付金支給事務を行う。	①エネルギー・食料品価格等高騰低所得世帯支援給付金 エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴い、特に負担感が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、生活の安定に資することを目的とし、住民税非課税世帯等に対するエネルギー・食料品価格等高騰低所得世帯支援給付金支給事務を行う。（給付額1世帯3万円）【令和5年5月9日～令和5年10月31日　終了】	事後	次給付金に係る更新にあたり、同特定個人情報保護評価書に追記する必要があり、終了した事業の内容の更新を行った。
令和6年3月14日	1．特定個人情報ファイルを取り合う事務 ②事務概要		②エネルギー・食料品価格等高騰低所得世帯支援給付金（追加分） エネルギー・食料品価格等の物価高騰及びデフレ完全脱却のための総合経済対策に伴い、特に負担感が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、生活の安定に資することを目的とし、住民税非課税世帯等に対するエネルギー・食料品価格等高騰低所得世帯支援給付金支給事務を行う。	事後	次給付金に係る更新にあたり、同特定個人情報保護評価書に追記する必要があり、終了した事業の内容の更新を行った。
令和6年3月14日	1．特定個人情報ファイルを取り合う事務 ②事務概要		③エネルギー・食料品価格等高騰低所得世帯支援給付金支給（均等割のみ課税世帯及び子ども加算） デフレ完全脱却のための総合経済対策に伴い、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者世帯等に対し、エネルギー・食料品価格等高騰低所得世帯支援給付金を支給事務を行う。（③－1 均等割のみ課税である世帯に対しては1世帯当たり10万円/③－2　子ども加算については児童1人当たり5万円）	事前	令和6年3月27日から給付金を行う予定のため、情報ネットワーク等の利用が必要であることから追記を行った。